

議 事 録

令和6年度第2回 伊賀市国民健康保険運営協議会

日 時 令和6年11月14日(木)午後1時30分

場 所 伊賀市役所 会議室501

令和6年度第2回伊賀市国民健康保険運営協議会議事録

【開催日】令和6年11月14日(木)

午後1時30分～

【開催場所】会議室501

(事務局)

定刻には少し早いですが、皆さん委員の皆様方おそろいになられましたので、ただいまから令和6年度第2回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日の会議ですが、過半数の委員の出席があり、各号に定める委員1人以上が出席されていますので、運営協議会規則第6条に基づき、会議が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、会議の冒頭に当たりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

(市長)

皆さんお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

令和6年度の第2回の国民健康保険運営協議会ということで、12月からはご存じのとおりマイナ保険証も始まります。また特定健康診査については受診率は0.6%上がったということですが、まだまだ誇るべき数字ではないということでもございます。

皆さまがたには、今日、予算、条例改正等々或いは現時点での現状について、さらに詳しくご覧いただきたいと思いますが、ご存じのように私はこれで皆さまとは最後となります。お世話になりましたありがとうございます。それに際しまして、私がこれまで思ってきたことを皆さまがたに、しっかりとご認識いただきたいと、少しお話しさせていただきます。

直営診療施設勘定というのがあり、それは阿波の診療所のことです。

これは異常な診療所費でございます。それは、人件費等々で、毎年赤字が出ており、繰り上げ充用を長い間続けています。

直営診療所(阿波診療所)をどういうふうにするのか。存廃も含め、市民団体、市全体の中で、しっかり考えていっていただきたい。

今までそのようなきついことは申しませんでしたが、これが私が申し上げる最後の言葉だというふうに思ってください。

皆さん方は、市全体の中でどうすべきかということ、また、市民全体にどういうことをしなければならないかという観点で、しっかりとご審議をいただきたいと思います。

12年間本当にありがとうございました。

では今日はよろしく申し上げます。

(事務局)

市長は、この後、別の公務がありますので、ここで退席させていただきます。

では、議事に移らせていただきますが、運営協議会規則第5条では、協議会の議長は、会長が当たると規定しておりますので、以降の進行につきまして、佐治会長様にお願いしたいと存じます。

(会長)

会長の佐治でございます。委員の皆さん、本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

早いもので、11月も半ばとなり、7月から実施しております特定健診も集団健診を除きますと今月末までとなりました。少しでも多くの方に健診を受診していただきたいと思っています。

また、今年は暑さが長引いておりましたが、11月に入り、冷え込む日も多くなってまいりました。日々の寒暖差や、朝夕の冷え込みなど、体調を崩しやすい気候となっています。加えて、インフルエンザ、新型コロナウイルスが流行する季節となってきました。皆様、体調管理にご留意いただきたいと思います。

それでは、事項書に基づき会議を進めさせていただきます。初めに議事録署名人の選出について、規則に基づき、私から指名させていただきたいと思います。

今回は 保険医又は保険薬剤師を代表する委員の 大森様 をお願いします。

なお、議事録作成のため、ご発言等を録音させていただきますので、よろしくお願いします。

では、議事の1番、令和6年度国保事業特別会計補正予算について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。説明に入らせてもらう前に、資料のご確認をお願いいたします。資料3、4、5、6につきましては、あらかじめ郵送させていただき、お持ちいただいていることと思います。資料1、2につきましては、本日、机におかせていただきました。それから、参考資料2枚と国保新聞を机におかせていただいています。

皆さま、不足はございませんでしょうか。

それでは、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について説明させていただきます。資料1・資料2をご覧くださいと思います。予算ですので単位を千円としています。

まず、資料1の事業勘定ですが、1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,161万6千円を増額し、補正後の額をそれぞれ90億1,844万7千円としています。

次に資料2の直営診療施設勘定ですが、1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79万4千円を増額し、補正後の額をそれぞれ2億4,673万1千円としています。

それでは、事業勘定の歳出から説明しますので、資料1の2ページをお開きください。

第1款 総務費ですが405万円を増額し、補正後の額を1億5,861万5千円としています。

第2款 保険給付費ですが、高額療養費4,170万6千円を増額しています。

第3款 国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせ496万6千円を増額しています。

第4款 保健事業費では3万3千円を増額しています。

第5款 公債費では補正はありません。

第6款 諸支出金では、86万1千円を増額しています。

第7款 予備費に補正はありません。

次に、歳入について説明しますので1ページをご覧ください。

第1款 国民健康保険税では、5,868万3千円を減額しています。

第2款 使用料及び手数料では、補正はありません。

第3款 県支出金では保険給付費等交付金で4,170万6千円を増額しています。これは、歳出の高額療養費の補正にかかるものです。

第4款 財産収入では補正はありません。

第5款 繰入金では、3,311万8千円を減額しています。

第6款 繰越金では1億171万1千円を増額しています。

第7款 諸収入に補正はありません。

続きまして令和6年度直営診療施設勘定診療所費補正予算(案)について、資料2をご覧ください。

まず、歳出から説明しますので2ページをご覧ください。

第1款 総務費では、一般管理費で79万4千円を増額しています。

第2款 医業費、第3款 公債費、第4款 予備費、第5款 前年度繰上充用金は補正はありません。

次に1ページの歳入をご覧ください。

第1款 診療収入では、後期高齢者診療収入で79万4千円を増額しています。

第2款 使用料及び手数料、第3款 繰入金、第4款 繰越金、第5款 諸収入では補正がありません。

以上で令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)の説明を終わらせていただきます。

(会長)

説明が終わりました。この補正予算につきまして、ご質問・ご意見等ございませんか。

(事務局)

少し補足の説明をさせていただきます。

事業勘定の資料1の補正ですが、歳出、総務費につきましては、人件費の人事院勧告等にかかる補正でございます。

また、第2款の保険給付費の高額療養費の補正につきましては、年度の前半部分の支出と、後半部分の支出見込みから、補正を組んだものでございます。

第3款の国民健康保険事業費納付金につきましては、令和6年度の納付金が確定いたしましたので、補正を組みました。

第4款の保険事業費のサーバー関連ですが、こちらも会計年度任用職員のお給料等であり、人事院勧告等に基づき補正したものでございます。

最後に諸支出金につきましては、県への返還金等で補正を組んだものでございます。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。今の補足も含めまして、よろしいでしょうか。

(委員)

直営診療所についてですが、先ほどの市長からのごあいさつの中で、非常に厳しい状況だと言われてました。国保直営診療所の検討委員会があると思います。その中で何度か診療所について協議されてると思います。今まで、その協議の状況について話を聞いたことがありませんので、協議内容の報告をお願いします。

先生の責任というのではなく、このような時代であるため、やむをえない状況になってると思います。その辺の話し合いがどのようになっているかを、教えてください。

(事務局)

ありがとうございます。

こちらの方から報告をしなければならないところを、大変申し訳ございませんでした。次回までに、議事録等をまとめたものがございますので、また皆さんの方にお示しをさせていただく方向で考えさせていただきます。

(会長)

ということですので、よろしくお願いいたします。他よろしいでしょうか。

続きまして議事の2番、条例改正について説明をお願いします。

(事務局)

条例改正についてご説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、12月の議会に上程するというものではありませんが、まず伊賀市の国民健康保険の財政状況をご説明させていただいた上で、条例の改正の方法についてご説明させていただきたいと思います。

まずお手元の資料3をご覧ください。

直近10年間の被保険者数、一人当たり医療費、収納状況、決算状況、基金残高を記載しているものです。

伊賀市国民健康保険税は平成25年度に算定方式を4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)から資産割を除いた3方式(所得割、均等割、平等割)に変更し、かつ均等割額の引き下げを行いました。これにつきましては、資料3の左下のところに、平成25年度資産割廃止、均等割額引き下げと記載してあります。その結果、歳出超過の状態が続き、赤字を解消するために、国民健康保険給付費支払準備基金からの繰入れを平成28年度から令和2年度まで毎年行ってきました。

資料の左側にまる1とふってある行が、基金残高を記載したものです。平成26年度時点で11億8,410万4,325円あった基金が、平成29年度には約半分の5億5,587万5,223円にまで減少しています。

そのため、平成30年度に税率の引き上げを行いました。その後も赤字が続き、基金の繰入を行いながら決算を行いました。資料の左側にまる2とふってある行の、黄色いセルの数字が基金の繰入額です。

しかし、基金の残高が4,185万5,540円まで減少し、繰入ができる状況ではなくなったことから、令和3年度、令和4年度の2か年に渡り保険税率の引き上げを行っています。

続いて資料4をご覧ください。

基金残高と単年度収支をグラフにしたものです。

平成26年度には12億近くあった基金が、3年後の平成29年度には半分近くまで減っていること、単年度収支が令和4年度以外はすべてマイナスであることがこのグラフから分かっていただけるかと思います。

県内各市の基金残高をまとめたものが資料5です。通常、単年度で歳出が歳入を上回ることがあった場合、伊賀市がこれまでしてきたように、基金を取り崩し、歳入にあ

てること、決算を行います。基金が十分にある場合、歳入不足を基金で補うことが可能なため、税率を低めに設定することが可能です。

伊賀市では、資料3でも示した通り、平成 25 年度に資産割を廃止し、税率を引き上げました。それ以降、財源の不足は基金の取り崩しで補ってきました。被保険者の方の負担をできる限り小さくするため、令和3年度に税率を上げるまでは、歳入不足の場合は、基金から取り崩すことを前提とした税率となっていました。

そのため、伊賀市では基金の取り崩しを続け、積み立てができていないことから、現状、基金が底をつきかけている状態となっています。

伊賀市の現状では、歳出が超過した場合、財源不足を補う基金がなく、財源が不足しないよう、税率を上げ、安定した財政運営ができる状態へと持っていく必要があることから、税率等を見直す条例改正をしたいと思います。

今回、条例改正についてご承認いただきましたら、7年度の歳出予算状況を勘案し、税率を定めたいと、3月議会での上程に向けて、準備を進めたいと考えます。

なお、税率の改正については、8月の運営協議会でもご説明いたしましたが、「三重県国民健康保険運営方針」で県内の保険税(料)の水準を令和 11 年度に統一することが示されています。そのため、令和7年度に税率の改正後も、三重県への納付金、及び県が毎年示す標準保険料率に基づき、財政状況を勘案し、税率改正の必要性について毎年度検討を続けていく考えです。また具体的な税率につきましては、まだ今の状況では算定ができておりませんので、そういったことにつきましては、次回 2 月の運営協議会で諮らせていただけたらと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの件でご質問・ご意見等ございませんか。

続きまして、事項書3番、国民健康保険事業について、説明をお願いします。

(事務局)

伊賀市国民健康保険の保健事業についてご報告申し上げます。

資料6をご覧ください。

令和5年度の特定健康診査受診率が出ましたので、経年による受診率を表にまとめました。市長のあいさつにもありましたとおり、令和4年度から受診率が 0.6%増加となり、平成 29 年度は.35.1%であったものが、令和5年度には 45.4%まで増加しました。しかしながら、データヘルス計画にも掲げています国及び市が目指す受診率 60%には、ほど遠い状況となっています。ただ、毎年受診している緑の封筒が届かない等の問い合わせがあることから、年に一度の健康診査であり、特定健康診査(特定健診)の認知度も徐々に高くなってきていると感じます。しかし、昨年アンケート調査を行い、「特定健康診査(特定健診)」が何かわからないとの回答が多数あったことにより、健診についてさらなる周知を図っていかなければいけないと感じています。

また、特定保健指導につきましては、令和5年度は令和4年度よりも修了者率が伸びました。こちらにつきましては、前年度の結果を事前に把握したうえで、集団健診当日の体重・BMI 及び腹囲の測定結果にもとづき、保健指導と思われる方にお声掛けしたことにより、保健指導を受けられた対象者が増えたことに起因すると考えます。また、集団健診の際に結果説明会を開催する案内を配布し、今までコンタクトが取れていなかった対象者においても保健指導が実施できたのが大きな理由であると考えます。

引き続き、令和6年度も集団健診での面談及び結果説明会を開催し、保健指導の受診率及び終了率の向上を目指していきます。また、今年度につきましては、保健師、栄養士による保健指導の受診勧奨訪問を実施する予定です。

第1回運営協議会の際にお伝えしました、旧市街地の特定健康診査の受診率が低いことによる保険年金課主体の集団健診ですが、8月31日(土)に実施予定でしたが、台風の影響により延期となり、今週末(11月16日(土))にハイトピア伊賀で実施します。特定健康診査40名、後期高齢者健康診査25名の合計65名の方が受診予定となっています。

また、令和7年度から簡易人間ドックを特定健康診査とのセット受診で検討してきましたが、被保険者が負担なく申込ができる方法等について再検討する必要があると考えるため、他課との連携も含め、令和7年度は今年度と同様の体制で簡易人間ドックを継続したいと考えています。このことにつきましては、今後医師会からもご意見をいただきながら、サービスが低下しない方向で特定健康診査とのセット受診の準備を進めてまいります。

以上で、保健事業の報告とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。ただいまの件でご質問・ご意見等ございませんか。

(委員)

今の説明受け、また、この表も見せていただいて、令和4年に比べて今年度は、受診率や指導の件数も増えていると思いますが、それだけ努力していただいたと思います。令和6年度の状況は、見込みとして、同じように受診率が上がっていく感じですか。

(事務局)

ありがとうございます。令和6年度ですが、大腸癌検診の自己負担分を無料として、特定健診とセット受診という形で実施させていただいてますので、初めて特定健診を受けられる方も数多くいるのではないかと推測できます。

今まで受けられていच्छやらなかった方も、「初めてだけど受けようかな。」という声も聞いていますので、令和5年度と同様の推移か、もしくは少し伸びるのではないかと期待しております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

(事務局)

様々な特定健診の受診率を上げる方策を考えていますが、周知広報などもありきたりと言われます。広報誌やケーブルテレビで周知するだけでは、受診率が上がらない状況です。そこで、地道な声掛けや、例えば知り合いの方に「一緒に行こう。」という声掛けをしていただければと考えているところでございます。

例えば阿波診療所においては、お医者さんから直接お声掛けしてくださいと依頼しており、お医者様からお声掛けいただくと、「行こうかな。」「受診しようかな。」と特定健診を受診される方もいらっしゃると思います。

お近くの方で「特定健診って何。」っていうような方がいましたら、委員の皆様方にも、お声掛けをいただけると大変助かると助かります。商工会議所や商工会の会員の方で、伊賀市国民健康保険の方がいらっしゃるかと思いますが、受診勧奨のお願いをさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。
以上です。

(会長)

ありがとうございます。ちらし等がございましたら、配布等をさせていただきますので、宜しくお願いします。

他にご意見等ございませんか。

それでは続きまして、その他の項について、説明をお願いします。

(事務局)

参考資料というところで、2枚ほど置かせていただいております。

細かい会計についての資料につきましては、先ほどの条例改正についての基礎資料のようなもので、伊賀市の歳入歳出がこのような状況で、年間このようなことに使われているというところで、ご覧をいただけたらと思います。

もう1枚の黄色いちらしにつきましては、マイナ保険証についてでございます。

市長の挨拶にもありましたように、12月の2日からマイナ保険証に移行しますが、来月12月の2日をもって保険証がなくなるといわけではございません。新規の発行ができなくなるということでございます。つきましては、今、伊賀市国民健康保険被保険

者の皆さんの大体の方は、年次更新をされる7月31日まで有効期限がある保険証を持っています。その有効期限までは保険証を使っていただけますので、病院にかかれる場合は現在お持ちの保険証を提示していただいても大丈夫です。

新規に発行できないということは、例えば保険証を紛失した場合は、新しい保険証を発行させていただいていましたが、12月2日以降はその発行ということ自体ができなくなります。もし保険証なくされた方につきましては、マイナ保険証と紐づけされている場合は、マイナ保険証を使用くださいという案内になりますし、マイナ保険証を持っていない場合は資格確認書を発行し、その資格確認書を提示し医療機関を受診していただく案内となります。

市民の皆さんも、保険証について心配されていらっしゃる方もいるかと思いますが、これまで通り医療を受けていただけるよう広報して参りますので、皆さんにもご承知をいただきたいと思い、このチラシを配らせていただきました。

以上でございます。

(会長)

ただいまの件で、ご質問等ございませんか。

(委員)

資格確認書ですが、期限はあるのでしょうか。今までの保険証は1年であったと思いますが。

(事務局)

有効期限は設けます。資格確認証につきましては、こちらから発送させていただきます。7月の末に8月1日からの保険証を発行していたのと同様に、7月31日で保険証が一旦切れますので、今までと同じタイミングで資格確認書を送らせていただく予定です。

(委員)

もし保険証を紛失した場合は再発行でしたが、資格確認書についても紛失した場合は再発行となりますか。

(事務局)

はい。資格確認証は、再発行となるかと思います。

(会長)

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

(事務局)

事務局からお礼をさせていただきます。

今日お集りの運営協議会委員の皆様の任期が来月 31 日までとなっており、現在、1月以降の協議会委員の方の委嘱に向けて、各団体へ推薦の依頼を出しているところです。3年間の任期ということで、これまで会議にご出席いただき、貴重なご意見を賜りましたことに、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

次回の運営協議会ですが、新しい運営協議会委員の皆様のもと、2月の中旬に開催を予定しています。3月の議会に提案する内容を中心に、ご協議いただきたいと考えていますが、日程等は改めて案内させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

(会長)

それでは、これで会議を終了させていただきます。貴重な審議をありがとうございました。